

令和2年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

令和2年6月8日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 7 議案の補足説明及び報告の説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 7 議案の補足説明及び報告の説明

出席議員（17名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
6 番	米 本 弥一郎	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	10 番	飯 嶋 正 利
11 番	宮 澤 芳 雄	12 番	伊 藤 保
13 番	島 田 和 雄	15 番	伊 藤 房 代
16 番	向 後 悦 世	17 番	景 山 岩三郎

18番 木内 欽市

19番 佐久間 茂樹

20番 高橋 利彦

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智 忠直	副市長	加瀬 正彦
教育長	諸持 耕太郎	秘書広報課長	山崎 剛成
行政改革 推進課長	宮内 敏之	総務課長	伊藤 憲治
企画政策課長	小倉 直志	財政課長	伊藤 義隆
税務課長	伊藤 義一	子育て 支援課長	石橋 方一
商工観光課長	小林 敦巳	農水産課長	多田 一徳
消防長	川口 和昭	庶務課長	杉本 芳正
学校教育課長	加瀬 政吉	農業委員会 事務局長	向後 秀敬

事務局職員出席者

事務局長	花澤 義広	事務局次長	向後 哲浩
------	-------	-------	-------

開会 午前10時 0分

○議長（伊藤 保） おはようございます。

ここで会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（伊藤 保） ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより令和2年旭市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（伊藤 保） 日程第2、議長報告事項。

議長報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了解いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤 保） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

6番、米本弥一郎議員、8番、宮内保議員、以上の2名を指名いたします。

◎日程第４ 会期の決定

○議長（伊藤 保） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から６月25日までの18日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から６月25日までの18日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第31号までの31議案と報告第１号から報告第４号までの報告４件であります。

配付漏れは、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第５ 議案上程

○議長（伊藤 保） 日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第31号までの31議案と報告第１号から報告第４号までの報告４件を一括上程いたします。

議案第 １号 旭市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

議案第 ２号 旭市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 ３号 旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 4 号 旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 財産の取得について（旭市新庁舎備品（事務用什器））
- 議案第 6 号 財産の取得について（旭市新庁舎備品（収納用什器））
- 議案第 7 号 財産の取得について（旭市新庁舎備品（議場用什器））
- 議案第 8 号 財産の取得について（高規格救急自動車 1 台）
- 議案第 9 号 旭市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 10 号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 11 号 旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 12 号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 13 号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 14 号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 15 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 16 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 17 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 18 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 19 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 20 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 21 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 22 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 23 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 24 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 25 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 26 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 27 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 28 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 29 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 30 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 31 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 報告第 1 号 令和元年度旭市一般会計継続費繰越計算書について

報告第 2 号 令和元年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 3 号 令和元年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について

報告第 4 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

◎日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（伊藤 保） 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日ここに令和 2 年旭市議会第 2 回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

はじめに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第 1 号は、旭市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてでありまして、市長、副市長及び教育長の給料を減額して支給するための条例を制定するものであります。

議案第 2 号は、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 3 号は、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を講じるための地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、それぞれ所要の改正を行うものであります。

議案第 4 号は、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、厚生労働省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 5 号から議案第 8 号までは、財産の取得についてでありまして、議案第 5 号は、旭市新庁舎備品購入のうち事務用什器について、議案第 6 号は、旭市新庁舎備品購入のうち収納用什器について、議案第 7 号は、旭市新庁舎備品購入のうち議場用什器について、議案第 8 号は、高規格救急自動車の購入について、それぞれ仮契約を締結いたしましたので、これらの契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第 9 号は、旭市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてでありまし

て、現教育長の任期が本年8月18日をもって満了となるため、後任の教育長を任命するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

私は、諸持耕太郎氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第10号は、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、現委員のうち1名の任期が本年8月18日をもって満了となるため、後任の委員を任命するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

私は、鎗木俊一氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第11号は、旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてでありまして、現評価員の辞職に伴い、後任の評価員を選任するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

私は、伊藤義一氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第12号から議案第14号までは、いずれも旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでありまして、現委員の任期が本年8月18日をもって満了となるため、後任の委員を選任するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

私は、高根雅人氏、嶋田一豊氏、佐藤一則氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第15号から議案第31号までは、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、現委員の任期が本年7月19日をもって満了となるため、後任の委員を任命するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

私は、崎山昭一氏、野口欣一氏、飯田勝雄氏、林道一氏、長島正実氏、常世田和稔氏、宮内利一氏、加瀬一四郎氏、松戸美枝子氏、渡邊茂氏、阿曾一博氏、越川敏勝氏、平塚信幸氏、高根宏子氏、長谷川功氏、岩岡喜久男氏、浪川勝子氏が適任と考え、提案するものであります。

報告第1号は、令和元年度旭市一般会計継続費繰越計算書について、報告第2号は、令和元年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第3号は、令和元年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第4号は、議会からの委任による専決処分の報告についてであります。

次に、令和元年度の一般会計並びに各特別会計の執行について概要を申し上げます。

令和元年度の一般会計並びに各特別会計は、現在、事務当局において決算作業を進めているところであります。

財政運営にあたっては、税収等の一般財源の確保、交付金や起債等の活用を図るとともに、経費の節減合理化に努めてまいりました。

その結果、令和元年度の一般会計は、概算で歳入総額321億800万円、歳出総額295億8,600万円、翌年度に繰り越しとなる財源を差し引いた実質収支額は18億4,500万円の黒字と見込まれるものであります。

また、特別会計についても、概ね順調な決算となる見込みであります。

次に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大における市の対応状況について申し上げます。

4月7日の国の緊急事態宣言を受け、千葉県から新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づく外出自粛要請が行われました。

本市では、市民に対して防災行政無線等で外出自粛の協力要請を行うとともに、医療機関、介護・障害者関係施設、妊婦の方や重度の障害を持った方々へ、備蓄マスク等の配布や感染症予防についての相談・情報提供を行ってまいりました。

市民の皆様には、ご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

今後も状況に応じた対策を講じ、感染拡大防止に全力で取り組んでまいります。

次に、緊急経済対策について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による、国の緊急経済対策として、国民1人あたり10万円を給付する「特別定額給付金」の本市における対応状況については、5月18日に市内の2万6,416世帯に申請書を郵送いたしました。

この申請書は、本市が独自に、世帯に対し一律2万円を給付する「旭市元気回復特別給付金」の申請も兼ねており、本日現在、2万4,339件の申請を受け付け、進捗率は92.1%となっております。

「旭市就学前児童臨時給付金」については、本日現在、1,892件の申請を受け付け、進捗率は93.2%となっております。

「子育て世帯臨時特別給付金」については、一般の児童手当受給者を対象とした給付金は、6月5日に4,127件のすべての支払いが完了し、公務員の児童手当受給者についても、支払いに向けた事務を進めているところであります。

また、「旭市飲食店等緊急支援給付金給付事業」については、5月18日から受付を開始し、本日現在、230件の支給を決定しております。

今後も、一日も早く事業者の皆様へ給付できるよう努めてまいります。

学校再開後の市内小中学校の学校給食費の免除については、6月5日付けで各家庭に通知

し、今月から実施すべく事務を進めております。

また、これに合わせ、「旭市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金」についても、今月中の支給に向けて、対象家庭への通知等の準備を進めているところであります。

なお、これらの給付事業等に追加し、今後、さらなる経済対策支援事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、イベント等の中止について申し上げます。

観光事業については、毎年4月に開催されていた「袋公園桜まつり」が中止となり、夏に開催される「旭市いいおかYOU・遊フェスティバル」、「あさひ砂の彫刻美術展」、「旭市七夕市民まつり」などのイベント及び矢指ヶ浦と飯岡の2か所の海水浴場の開設について、各実行委員会の皆様方との調整の結果、中止という苦渋の決断をすることとなりました。

スポーツ振興事業については、東京2020オリンピック・パラリンピックの延期により、聖火リレー及びザンビア共和国の事前キャンプが延期となりました。また、例年行われておりました「千葉県東部五市体育大会」や「世界ジュニア卓球選手権大会男女日本代表選手最終選考会」なども中止となりました。

その他の事業については、「旭市民音楽祭」、「子ども議会」、「旭市・茅野市児童交流事業及び沖縄交流事業」、「総合防災訓練」などを中止することにいたしました。

次に、学校の再開について申し上げます。

5月31日まで臨時休業としていた小中学校については、6月1日から再開いたしました。なお、不足する授業時数を確保するため、夏季休業の期間を、8月1日から8月23日までに短縮して対応する予定であります。

今後も、文部科学省の学校再開ガイドラインや衛生管理マニュアル等に基づき感染防止に努めながら、児童生徒の学びを第一に考え、学校運営を行ってまいります。

次に、この機会に、市政の近況について、ご報告いたします。

はじめに、農業について申し上げます。

本年3月に農林水産省が公表した、平成30年の本市の農業産出額は、約523億円で、昨年と比べ約59億円の減となりました。

全国の順位は第6位となりましたが、引き続き全国トップクラスの産出額を誇っているところであります。

水田農業については、飼料用米等の戦略作物のさらなる取り組み拡大を推進しており、今後も、米価安定のため需要に応じた米生産を推進し、稲作経営の安定化を図ってまいります。

園芸については、県の補助事業である「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業を活用し、施設園芸の一大産地として、さらなる発展のため、生産施設・管理機械等の整備を支援してまいります。

畜産については、本年3月から1回目の豚熱（CSF）の予防接種が市内で開始され、6月末頃の完了を目指し現在も進められております。

今後も、各農場での家畜伝染病防疫の徹底を働きかけるとともに、引き続き豚熱ワクチン接種の支援を行ってまいります。

次に、労政について申し上げます。

旭市雇用対策協議会主催の合同企業説明会については、今年は中止となりましたが、地元企業のPRと新たな人材確保のため、近隣の高校及び大学へ市内企業のPR資料を配布し、雇用の促進に努めております。

今後は、新型コロナウイルス感染症収束の状況を見ながら、企業と求職者のマッチングの場として、合同就職面接会を開催する予定であります。

次に、道の駅「季楽里あさひ」について申し上げます。

道の駅季楽里あさひについては、大変好評をいただいております、令和元年度の来場者数は111万4,000人、道の駅全体の売上げは7億5,000万円となりました。

また、「株式会社季楽里あさひ」の第5期となる令和元年度の決算については、今月の株主総会での承認を経て、正式に決定する予定であります、約870万円の純利益を見込んでおります。

今後も、旭市の農畜水産物の情報発信施設として、より一層のPRに努めてまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

第一中学校、第二中学校及び海上中学校の武道場防災機能強化工事については、3月4日に契約を締結し、令和元年度からの繰越事業として、現在、工事は順調に進捗しております。

また、同じく繰越事業であります干潟中学校の技術教室棟防災機能強化工事については、5月1日に実施設計業務の契約を締結し、業務に着手したところであります。

次に、体育施設について申し上げます。

サッカー場整備事業については、昨年度に基本計画・基本設計を策定し、本年度は実施設計業務の委託契約に向け準備を進めているところであります。

次に、定住促進について申し上げます。

定住促進奨励金の交付については、令和元年度において、41件、2,880万円を支給し、こ

れによる実転入者は99人でありました。

今後もホームページ等を活用して、本事業をより広くPRし、市内への移住・定住の促進に努めてまいります。

次に、ふるさと応援寄附推進事業について申し上げます。

昨年度の寄附額は、5,675万5,375円でありました。

返礼品については、旭市の農畜水産物や加工品などを中心に、144種を取りそろえており、今後も、魅力的な返礼品を増やしながら、ふるさと旭のPRとともに事業を推進してまいります。

次に、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道の整備については、国道126号から東総広域農道までの区間について、本年度末の事業完了を目指し、交差点改良を含む舗装工事の発注準備を進めているところであります。

飯岡海上連絡道三川蛇園線の整備については、鉄道横断工事を委託したJR東日本千葉支社が本工事に着手いたしました。今後は、早期完成に向け事業の進捗管理を行ってまいります。

なお、未買収用地については、引き続き関係地権者へご理解、ご協力をお願いしてまいります。

津波避難道路については、飯岡地域の横根三川線、旭地域の椎名内西足洗線の未取得の用地について、引き続き関係地権者のご理解とご協力をお願いしているところであります。

次に、排水整備について申し上げます。

冠水対策排水整備事業については、旭地域のニ及びハ地区と海上地域の後草地区における冠水被害の解消や軽減を図るため、排水整備に向けた基本設計業務の発注準備を進めているところであります。

次に、住宅リフォーム補助事業について申し上げます。

本年度については、予算の拡充に加え申請方法を変更し、103件の申請をいただいたところであり、内容を審査し、順次、交付決定をしております。

次に、被災住宅修繕支援事業について申し上げます。

昨年の台風15号等で被害を受けた住家の修繕費用に対する補助については、現在も継続して実施しており、本年度も多数の相談及び申請をいただいております。

次に、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

ごみ処理広域化の推進については、東総地区広域市町村圏事務組合において、銚子市野尻町地区を広域ごみ処理施設、森戸町地区を広域最終処分場の建設地として、事業を進めております。

両施設の工事の進捗状況を申し上げますと、広域ごみ処理施設については、地上部分となる建物の建築や機械設備の設置などの工事のほか、管理棟などの附属施設の工事が行われており、広域最終処分場については、ごみの埋立施設や浸出水処理施設の工事などが行われております。

今後も本年度末の完成を目指し、組合及び構成市と連携を図ってまいります。

次に、地域公共交通の利便性向上について申し上げます。

地域公共交通については、4月から、交通空白地域の解消と超高齢社会に対応するため、コミュニティバスの新しいルート・ダイヤでの運行とデマンド交通の運行を開始いたしました。また、市内を運行するすべての公共交通機関の情報を網羅した、総合公共交通マップを各世帯に配布いたしました。

デマンド交通については、5月末現在で533名の登録があり、運行についてもタクシー事業者等のご協力をいただき、スムーズにスタートすることができたと考えております。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

建設工事については、新型コロナウイルス感染拡大の防止対策として、受注者との協議により4月25日から5月6日までの間、工事を一時中断したところでありますが、5月7日からは再開し、現在、地上1階から順次、鉄骨の工事を行っております。

工事の再開にあたっては、作業従事者の検温を徹底し、健康管理に留意しながら、現場内の3つの密を避ける対策をこれまで以上に講じているところであり、引き続き安全に十分配慮して進めてまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 保） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第 7 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（伊藤 保） 日程第 7、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、議案の補足説明を求めます。

議案第 1 号及び議案第 9 号から議案第 31 号までの 24 議案について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 伊藤憲治 登壇）

○総務課長（伊藤憲治） 初めに、議案第 1 号、旭市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例は、新型コロナウイルス感染症拡大により、長引く外出自粛や事業者への休業要請によって、市民の生活や市内の経済活動に大きな影響が出ていることに鑑み、市長、副市長及び教育長の給料月額を本年 7 月から 12 月までの 6 か月間、一律 10% 減額するものであります。

これにより、7 月以降の市長の給料月額は 77 万 4,000 円から 69 万 6,600 円に、副市長は 64 万円から 57 万 6,000 円に、教育長は 60 万円から 54 万円にそれぞれ減額となります。なお、6 か月分の効果額については、市長が 46 万 4,400 円、副市長が 38 万 4,000 円、教育長が 36 万円で、効果額の合計は 120 万 8,400 円となります。

続きまして、議案第 9 号、旭市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、補足説明を申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

教育長に任命したい方は、旭市江ヶ崎 1155 番地 2 にお住まいの諸持耕太郎氏、昭和 27 年 12 月 19 日生まれの方で、長きにわたり教育に広く携わってこられ、高潔な人柄で、教育に関し深い見識を備えた方であります。なお、諸持氏は地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び地方自治法に規定する欠格条項、兼職の禁止及び兼業の禁止について、いずれも該当しないことを申し添えます。

続きまして、議案第 10 号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、補足説明を申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

委員に任命したい方は、旭市鐺木 2817 番地にお住まいの鐺木俊一氏、昭和 28 年 1 月 2 日生

まれの方で、長きにわたり教育行政に携わってこられ、教育に関し深い見識を備えた方であり
ます。なお、鐺木氏は地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び地方自治法に規定す
る欠格条項、兼職の禁止及び兼業の禁止について、いずれも該当しないことを申し添えます。

続きまして、議案第11号、固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、補足
説明を申し上げます。

本議案は、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

固定資産評価員に選任したい方は、旭市鎌数2165番地にお住まいの伊藤義一氏、昭和36年
8月21日生まれの方で、本年4月1日から本市の税務課長の職にあり、固定資産評価員とし
て適任の方です。なお、伊藤氏は地方税法に規定する兼職及び請負の禁止並びに欠格条項に
ついて、いずれも該当しないことを申し添えます。

続きまして、議案第12号から議案第14号までの3議案について、補足説明を申し上げます。

この3議案は、いずれも旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
についてでありまして、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであ
ります。

議案第12号で選任したい方は、旭市口の1216番地にお住まいの高根雅人氏、昭和40年10月
17日生まれの方です。

議案第13号で選任したい方は、旭市三川3461番地にお住まいの嶋田一豊氏、昭和28年9月
6日生まれの方です。

議案第14号で選任したい方は、旭市飯岡2471番地4にお住まいの佐藤一則氏、昭和30年5
月2日生まれの方です。

この3名の方は、それぞれ税理士、宅地建物取引士、行政経験者で、固定資産の評価に関
し、識見を有し、適任の方です。なお、3氏とも地方税法及び地方自治法に規定する欠格条
項、兼職の禁止及び兼業の禁止について、いずれも該当しないことを申し添えます。

続きまして、議案第15号から議案第31号までの17議案について、補足説明を申し上げます。

この17議案は、いずれも農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありま
して、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであ
ります。

議案第15号で任命したい方は、旭市琴田2665番地にお住まいの崎山昭一氏、昭和29年10月
20日生まれの方。

議案第16号で任命したい方は、旭市横根432番地にお住まいの野口欣一氏、昭和32年6月

13日生まれの方。

議案第17号で任命したい方は、旭市清滝886番地にお住まいの飯田勝雄氏、昭和23年3月4日生まれの方。

議案第18号で任命したい方は、旭市ハの271番地にお住まいの林道一氏、昭和37年1月5日生まれの方。

議案第19号で任命したい方は、旭市井戸野1242番地1にお住まいの長島正実氏、昭和40年9月13日生まれの方。

議案第20号で任命したい方は、旭市三川4578番地にお住まいの常世田和稔氏、昭和35年11月4日生まれの方。

議案第21号で任命したい方は、旭市清滝324番地にお住まいの宮内利一氏、昭和34年1月18日生まれの方。

議案第22号で任命したい方は、旭市鎌数8671番地にお住まいの加瀬一四郎氏、昭和37年8月27日生まれの方。

議案第23号で任命したい方は、旭市イの982番地1にお住まいの松戸美枝子氏、昭和25年3月28日生まれの方。

議案第24号で任命したい方は、旭市溝原1226番地にお住まいの渡邊茂氏、昭和32年8月4日生まれの方。

議案第25号で任命したい方は、旭市井戸野1226番地にお住まいの阿曾一博氏、昭和33年11月12日生まれの方。

議案第26号で任命したい方は、旭市松ヶ谷1992番地にお住まいの越川敏勝氏、昭和26年2月3日生まれの方。

議案第27号で任命したい方は、旭市神宮寺2292番地にお住まいの平塚信幸氏、昭和31年1月20日生まれの方。

議案第28号で任命したい方は、旭市溝原857番地にお住まいの高根宏子氏、昭和30年7月10日生まれの方。

議案第29号で任命したい方は、旭市入野1831番地にお住まいの長谷川功氏、昭和32年2月12日生まれの方。

議案第30号で任命したい方は、旭市萬力1183番地にお住まいの岩岡喜久男氏、昭和32年1月1日生まれの方。

議案第31号で任命したい方は、旭市後草1575番地2にお住まいの浪川勝子氏、昭和31年10

月24日生まれの方です。

なお、この17名の方々はいずれも、農業委員会等に関する法律に規定する欠格条項及び地方自治法に規定する兼業の禁止のいずれも該当しないことを申し添えます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、議案第3号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 伊藤義一 登壇）

○税務課長（伊藤義一） 議案第2号、旭市税条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を講じるため、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布、施行されたことに伴い、条例を改正するものです。

それでは、お手元の新旧対照表によりご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

初めに、旭市税条例第1条による改正関係となります。

附則第10条の規定は、読替規定を定めるもので、法改正に伴う条項の整理です。

附則第10条の2の規定は、わがまち特例の割合を条例で定めるもので、第27項を加える改正は、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響下において新規に設備投資を行う中小事業者を支援する観点から、対象資産に事業用家屋と構築物を追加し、適用期限を2年延長する等の法改正がなされることとなりました。

これを受け、固定資産税の課税標準額を算定するための特例率を条例で定める必要があり、本市においては、ゼロと定めるものです。

2ページをお願いいたします。

附則第15条の2の規定は、現在、法第451条第1項第1号に規定する、環境性能の高い自家用の軽自動車であって乗用のものに関しては、その取得が令和2年9月30日までに行われた場合は軽自動車税の環境性能割を課さないこととされておりますが、取得の期限を6か月延長し、令和3年3月31日までとするものです。

なお、法改正に伴い、自家用の軽自動車であって乗用のものに関して税率を1%軽減する措置についても、取得の期限を6か月延長し、令和3年3月31日までとされております。

附則第24条の規定は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続き等について定めるもので、法において、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期が到来する地方税については、収入が大幅に減少した場合において無担保かつ延滞金なしで最大1年間、徴収猶予できる特例が設けられました。これに伴い、申請手続き等に関する細目について、現行の徴収猶予に関する規定を準用することを定めるものです。

この内容ですが、提出のあった申請書に補正を求める場合、その提出期限を20日間とするものです。

次に、3ページをお願いいたします。

旭市税条例第2条による改正関係となります。

附則第10条及び附則第10条の2の規定は、いずれも法改正に伴う条項の整理です。

附則第25条の規定は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例について定めるもので、イベント等を中止した事業者に対する払戻し請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に関し必要な事項を定めるものです。

4ページをお願いいたします。

附則第26条の規定は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について定めるもので、本年12月末までの間に住宅を取得し、居住を開始した場合においては、所得税の控除期間が10年から13年に延長されておりますが、法改正により居住の期限が1年延長されることとなりました。これを受け、控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額は個人住民税から控除されることから、控除可能年度を令和15年度から16年度に改めるものです。

議案第2号については、以上でございます。

次に、議案第3号、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

5ページは、旭市都市計画税条例第1条による改正関係、6ページは同じく第2条による改正関係となります。改正内容につきましては、いずれも法改正に伴う条項の整理となります。

以上で、議案第2号及び議案第3号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第4号について、学校教育課長、ご登壇お願いします。

（学校教育課長 加瀬政吉 登壇）

○学校教育課長（加瀬政吉） 議案第4号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

厚生労働省令の一部が改正され、放課後児童支援員が修了すべき研修について、中核市の長も実施できることとされたことを受け、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、新旧対照表の7ページをお願いします。

表の左側、現行の第10条第3項中「指定都市」の次に、表の右側、改正案として「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加え、これまで都道府県知事及び指定都市の長のみだった放課後児童支援員認定資格研修の実施主体に、中核市の長を追加するものであります。

以上で議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 学校教育課長の補足説明は終わりました。

議案第5号から議案第8号までの4議案について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤義隆 登壇）

○財政課長（伊藤義隆） 議案第5号から議案8号について、補足説明を申し上げます。

この4議案は、いずれも財産の取得についてでありまして、初めに議案第5号について申し上げます。

裏面をご覧ください。

取得する財産は、新庁舎備品のうち事務用什器で、旭市新庁舎に配置されるものです。

取得金額は1億3,508万円、相手方は千葉市中央区問屋町15番3号、株式会社二宮総行、代表取締役二宮茂久であります。

契約方法につきましては、事後審査方式制限付一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

令和2年4月8日に公告し、4月22日まで入札書の受付を行ったところ、3者から入札書の提出がありました。4月23日に開札した結果、予定価格に達し、審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、契約の相手方に決定いたしました。

仮契約の締結日は5月1日、納入期限は令和3年3月30日でありまして、予定価格は1億4,773万円、落札率は91.44%であります。

続きまして、議案第6号について申し上げます。

同じく裏面をご覧ください。

取得する財産は、旭市新庁舎備品のうち収納用什器で、旭市新庁舎に配置されるものです。

取得金額は9,130万円、相手方は千葉市中央区都町二丁目19番3号、株式会社千葉測器、

代表取締役中村卓見であります。

契約方法につきましては、事後審査方式制限付一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

公告日から開札日までは、事務用什器と同様でありまして、3者から入札書の提出がありました。開札の結果、予定価格に達し、審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりますので、契約の相手方に決定いたしました。

仮契約の締結日は5月1日、納入期限は令和3年3月30日でありまして、予定価格は9,696万5,000円、落札率は94.16%であります。

続きまして、議案第7号について申し上げます。

裏面をご覧いただきたいと思います。

取得する財産は、旭市新庁舎備品のうち議場用什器で、旭市新庁舎に配置されるものです。

取得金額は4,163万5,000円、相手方は銚子市新生町二丁目12番地の5、株式会社トラヤ、代表取締役遠藤孝二であります。

契約方法につきましては、事後審査方式制限付一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

公告日から開札日までは、事務用什器及び収納用什器と同様であり、3者から入札書の提出がありました。開札の結果、予定価格に達し、審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、契約の相手方に決定いたしました。

仮契約の締結日は5月1日、納入期限は令和3年3月30日でありまして、予定価格は4,313万1,000円、落札率は96.53%でありました。

続きまして、議案第8号について申し上げます。

同じく裏面をご覧いただきたいと思います。

取得する財産は、高規格救急自動車で、海上分署に配備されるものです。

取得金額は3,663万円、相手方は千葉市中央区本千葉町9番21号、千葉日産自動車株式会社、代表取締役清宮達男であります。

契約方法につきましては、事後審査方式制限付一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

令和2年5月11日に公告し、5月25日まで入札書の受付を行ったところ、1者から入札書の提出がありました。5月26日に開札した結果、予定価格に達し、審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、契約の相手方に決定いたしました。

仮契約の締結日は6月1日、納入期限は令和2年12月25日でありまして、予定価格は3,773万円、落札率は97.08%であります。

以上で、議案第5号から議案第8号までの補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 財政課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号から報告第3号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤義隆 登壇）

○財政課長（伊藤義隆） それでは、報告第1号から報告第3号について説明させていただきます。

初めに、報告第1号令和元年度旭市一般会計継続費繰越計算書についてです。

この計算書は、令和元年度一般会計予算において、新庁舎建設事業に係る継続費として、平成29年度から令和2年度までの4か年で総額を60億7,160万5,000円と定めたもので、令和元年度までの年割額のうち、4億1,528万8,884円を翌年度に逡次繰越ししましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものです。

続きまして、報告第2号、令和元年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について、説明させていただきます。

この計算書は、繰越明許費として令和元年度一般会計補正予算において設定した事業について翌年度へ繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

繰り越した事業は、全部で17事業です。

初めに、3款1項社会福祉費、プレミアム付商品券事業は、昨年度実施したプレミアム付商品券の利用期間が3月末までであり、4月以降に取扱店において換金の手続きを行う必要があることから、250万円を繰り越したものです。なお、事業は先月中に完了しております。

3款3項児童福祉費、海上保育所改築事業は、台風15号などの影響による遅延や設計変更などにより年度内の完了が困難となったため、1億7,390万9,000円を繰り越したもので、事業は先月中に完了しております。

4款2項清掃費、災害廃棄物処理事業は、昨年の台風による被災損壊家屋の解体・撤去工事に係る事業で、対象家屋の解体・撤去工事等に期間を要するため、1,953万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和3年3月を予定しております。

6款1項農業費のうち、農業振興事務費は、農業振興地域整備計画の策定に当たり、農振

地域の全体見直しに係る県との協議に時間を要したため196万円を繰り越したもので、事業の完了は令和3年3月を予定しております。

次の、園芸生産強化支援事業は、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業の事業実施主体の一部が、昨年の台風被害により年度内の事業完了が困難となったこと、担い手確保・経営強化支援事業が国の補正予算による補助金の追加交付決定後の事業開始となったため、年度内の完了が困難となったことから5,862万4,000円を繰り越したもので、事業のうち、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業は先月中に完了しており、担い手確保・経営強化支援事業は12月の完了を予定しております。

次の、農業災害対策支援事業は台風被害を受けた農家に対する補助事業で、台風の影響により資材が不足し農業用ハウス等の復旧が遅れているため16億3,924万3,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和3年3月を予定しております。

8款2項道路橋梁費のうち、道路維持補修事業は飯岡地域埜地先ほか2件の台風被害を受けた道路の災害復旧工事で、工法の検討や地権者との協議に不測の日数を要したため3,310万円を繰り越したもので、事業の完了は令和3年1月を予定しております。

次の、道路新設改良事業は海上地域後草地先の道路改良工事で、関係機関との協議や道路境界の確定などに不測の日数を要したため5,288万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は9月を予定しております。

次の、蛇園南地区流末排水整備事業は、工事区域内の信号機の移転に関する警察との協議に不測の日数を要したため3,300万円を繰り越したもので、事業の完了は8月を予定しております。

次の、旭中央病院アクセス道整備事業は、農業用パイプラインの施工位置の協議に不測の日数を要したため1億2,000万円を繰り越したもので、事業の完了は9月を予定しております。

次の、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、JRが施工業者との契約に日数を要したこと、また代替用水路の設置に係る地元協議に不測の日数を要したことから9,121万円を繰り越したもので、鉄道横断工事のうち令和元年度分は11月の完了を予定しており、道路改良工事については今月の完了を予定しております。

次の、南堀之内バイパス整備事業は、工法の検討及び関係地権者との協議に不測の日数を要したため1,445万円を繰り越したもので、事業の完了は今月を予定しております。

次の、震災復興・津波避難道路整備事業は、警察との協議及び用地補償物件の移転に不測

の日数を要したため1億2,457万3,000円を繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

4項住宅費、被災住宅修繕支援事業は昨年の台風による被災住宅の修繕に対する助成で、施工業者の不足などにより年度内の工事完了が困難となったため1億2,483万1,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和3年3月を予定しております。

10款3項中学校費、中学校大規模改造事業は第一中学校、第二中学校、海上中学校の武道場及び干潟中学校の技術教室棟の防災機能強化工事で、国の交付金の前倒し採択による事業執行となったため、適正な工期が確保できなかったことから1億1,833万3,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和3年3月を予定しております。

11款3項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧費は台風被害による埤地区ののり面復旧工事で、国の補助金の交付決定が遅れたことから適正な工期が確保できなかったため1,100万円を繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

4項文教施設災害復旧費、社会教育施設災害復旧費は、大原幽学遺跡史跡公園の宝蔵庫の修繕で、国の追加補助の決定に伴い実施することとなったため適正な工期が確保できなかったことから846万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和3年1月を予定しております。

続きまして、報告第3号、令和元年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について、説明させていただきます。

この計算書は、令和元年度一般会計予算に係る事業のうち、翌年度へ事故繰越したものについて、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、報告するものです。

繰り越した事業は、5事業です。

初めに、2款1項総務管理費、広域情報ネットワーク運用事業は、電柱移設工事の遅れにより作業の一部が着手できなかったため73万7,000円を繰り越したもので、事業の完了は7月を予定しております。

8款2項道路橋梁費、道路新設改良事業は海上地域蛇園地先の道路舗装新設工事で、地盤が軟弱だったため路床改良工事が追加となり、年度内の工事完了が困難となったことから514万3,500円を繰り越したもので、今月の完了を予定しております。

次の、旭中央病院アクセス道整備事業は旭地域江ヶ崎地先の道路改良工事で、電柱移設に不測の日数を要したため723万8,200円を繰り越したもので、事業の完了は9月を予定しております。

次の、南堀之内バイパス整備事業は、現地調査の結果、地質調査業務及び構造物設計業務が追加で必要となり、年度内の完了が困難となったため1,348万8,200円を繰り越したもので、事業の完了は8月を予定しております。

次の、冠水対策排水整備事業は、旭地域イ地先の排水路整備工事で、電柱移設に不測の日数を要したため5,534万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

以上で、報告第1号から報告第3号の説明を終わらせていただきます。

○議長（伊藤 保） 財政課長の説明は終わりました。

報告第4号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 伊藤憲治 登壇）

○総務課長（伊藤憲治） 報告第4号、専決処分の報告について、説明いたします。

これは、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会からの委任による専決処分の指定を受けております市の義務に属する損害賠償の額の決定で、100万円以下のものについて専決処分をしたので、議会へ報告するものです。

内容について、案件ごとに説明いたします。

案件1は、令和元年6月10日、旭市清滝地先道路上において、走行中に路面破損箇所ですりやが破損した自動車物損事故でありまして、同年6月20日に専決しております。

損害賠償額、相手方及び和解の条件等は記載のとおりでありまして、以下同様となります。

案件2も、令和元年6月10日、旭市清滝地先道路上において、走行中に路面破損箇所ですりやが破損した自動車物損事故でありまして、同年6月28日に専決しております。

案件3も、令和元年6月10日、旭市清滝地先道路上において、走行中に路面破損箇所ですりや及びホイールが破損した自動車物損事故でありまして、同年7月25日に専決しております。

案件4は、令和元年7月22日、旭市八木地先道路上において、草刈り作業中に小石がはね、信号待ちで停車中の自動車のリアガラスが破損した自動車物損事故でありまして、同年8月2日に専決しております。

案件5は、令和元年5月29日、旭市飯岡支所の敷地内での市有自動車の接触による自動車物損事故でありまして、同年9月3日に専決しております。

案件6は、令和2年2月20日、旭市秋田地先道路上において、草刈り作業中に空き缶がはね、走行中の自動車の左リアドアが破損した自動車物損事故でありまして、同年4月8日に専決しております。

案件 7 は、令和 2 年 3 月 16 日、旭市三川地先の市道で、走行中の車に道路区域内の木の枝が折れて覆いかぶさったことにより、フロントガラス・屋根及びリアハッチドアが破損した自動車物損事故でありまして、同年 4 月 21 日に専決しております。

以上で、報告第 4 号の説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 総務課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は 11 日、定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前 11 時 10 分